平成28年度 第2回彦根市公共下水道事業審議会　議事録（H28.11.11）

１．日時　平成28年11月11日

２．場所　彦根市民会館　3階　第2会議室

３．出席者（順不同）

　　　　　　＜委員＞　7名

　　　　　　中村　傳一郎

　　　　　　間　文彦

　　　　　　丸尾　雅啓

　　　　　　長崎　敏雄

　　　　　　横山　幸司

　　　　　　田中　美代子

　　　　　　渡邊　美幸

　　　　　　＜事務局＞　11名

　　　　　　上下水道部：疋田部長、藤原次長、和田副参事

　　　　　　上下水道総務課：清水課長補佐、藤本、南

　　　　　　下水道建設課：宮腰課長、荒北課長補佐、辻副主幹、荒川副主幹

　　　　　　上下水道業務課：林課長補佐

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | お待たせいたしました。ただ今から、平成28年度 第2回 彦根市公共下水道事業審議会を開会いたします。  委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。  本日の会議ですが、彦根市公共下水道事業審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は7名の委員の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しますことをご報告いたします。また会議の時間は概ね2時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。  それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと存じますが、審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、中村会長よろしくお願いいたします。 |
| 【議事】 |  |
| 会　長 | 委員の皆様、ご苦労さまです。 |
|  | それでは第2回の審議会を始めたいと思います。お手元の次第にあるとおり、本日の議題につきましては、地方公営企業法適用するという議題が1つと、これを進めていくにあたって今後の経営戦略を決める必要があるということで、この経営戦略が1つの2点について今回は皆様の意見をいただきたいと思います。 |
|  | 地方公営企業の適用についての基本計画書については、前回の審議会の終了の頃に資料をいただきお読みくださっているかと思いますが、もう一度事務局からポイントを説明いただいてそれから質疑に入っていきたいと思います。  　それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 本日予定しております議事につきましては、2件ございます。1件目の地方公営企業法適用については、第１回でお配りしました「彦根市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画書（素案）」の冊子をお持ちいただいておりますでしょうか。 |
|  | 彦根市公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画書（素案）の資料に沿って説明。 |
| 会長 | 「彦根市公共下水道事業 地方公営企業法の適用について」、第1回審議会において説明を受けました。 |
|  | 国からの通知で、地方公営企業法を適用するように指示がきているので取り組む必要があるということが1点、そして、適用については全部適用と一部適用とが選択でき、全部適用を行っている市町も多いが、彦根市では一部適用で進めていきたい、ということです。その理由としては、まだ、下水道の整備が終わっていないということで、まだまだたくさんお金が必要であるということです。ここで、全部適用をしてしまうと、下水道部局の会計で全部収支のバランスを取りなさいということになってしまいます。そこで足りないお金に関してはどこからか借りてきて充てなければならなくなってしまいます。  　一方では、使用料を上げて、例えば使用料を2倍3倍に上げれば収支バランスが取れるかもしれない。しかし、そんなことはなかなかできないので、今現在の上下水道の使用料を変えてまでする必要があるのかということや使用料を上げることに関しては、市民の皆さんの抵抗もあるでしょうし、これから加入者を増やしていこうという中で、そこまでするのはなかなか厳しい。という市の考えもありまして、今回は一部適用でいきたいという考えのようなのです。  　ここで、皆様のご意見をいただきたいと思います。また、資料に関しての質問でも結構ですがどうでしょうか。 |
|  | （質　疑） |
| 委員 | 15ページに滋賀県内の移行状況が載っておりますが、長浜市は一部適用を予定しているんですね。また、隣の米原市は全部適用を予定しているということですが、米原市はもう整備事業は終了しているんですか。 |
| 事務局 | 下水道の普及率は平成27年3月末時点で89.8％です。 |
| 委員 | 彦根市より高いのは間違いないですね。 |
| 事務局 | また米原市の平成27年度末の汚水処理の人口普及率という点でみると米原市は下水道と農集排、合併処理浄化槽、コミプラを合わせると99.990％ということで県から報告を受けています。 |
| 委員 | 長浜市についてはわかりますか。 |
| 事務局 | 汚水処理普及率については99.9％公共下水に関しては78.8％なんですが、農村下水とか合併浄化槽もありますので、ほぼ100％ということになります。たぶん、今後農排の方に繋ぎにいくことになると思います。  　おそらくですが、長浜市が一部適用にすることにしたのは、今後農村下水を公共下水に繋ぎにいく整備が必要になるからだと思います。 |
| 委員 | 汚水処理人口だけでいくと100％だと思いますが、公共と比べるとまた違ってくる、長浜市は農村下水をかなりやっている、彦根よりはるかに多くなっていると思います。そういう意味ではかなり進んでいると思いますが、これから繋ぎにいく事業が増えてくると思います。しかし、長浜市は集落が点在していると思いますので、管渠をそこに繋ぎにいくのが大変になってくると思います。 |
| 事務局 | 全部を繋ぎにいくのではなく、一部は公共に繋いで、一部は農排として、という計画をたてると聞きました。 |
| 委員 | そうなんですね、全部を繋ぎにいくのではないのですね。 |
| 委員 | 旧のびわ町とかは農村下水とかが多いですね。 |
| 事務局 | 長浜市は20％くらいが農排になります。 |
| 委員 | 経営のことも考えないと、儲からないのに、損をしてまで格好良くする必要はないですよね。あまり無理をする必要もないですしね。 |
| 委員 | 今のところで、長浜市は一部適用をしておいて、後から全部適用に切り替えることはまずないということですか。 |
| 事務局 | ないということはないと思いますが、そこまでの情報はまだ入ってきておりません。 |
| 委員 | 愛荘町が一部適用にしているのはどのような理由からですか。 |
| 事務局 | 水道事業が広域だからです。これは長浜市も同じなのですが。 |
| 事務局 | 水道と別になっている長浜市は水道では企業会計はやらずに下水だけやることになっている状態です。下水はほとんどできている状態で農集排を繋ぎにいくのに一部適用でやっていこうとしています。企業会計をすれば、それだけ人員がいりますので、一部適用のままでやっていこうと思っておられるのだと思います。  　愛荘町も同じで水道はまた別にあります。管渠だけは自分の所でやろうということなので、職員がいらないのであれば一部適用にしようとしているのだと思います。  私たちの場合は水道と一緒に部がありますので、一部適用にしておいて、将来は全部適用にしていこうと考えていますが、建設が終わるまでは一部適用のままで市から援助をいただきながらやっていこうと思っております。 |
| 委員 | 彦根市の場合なんですが、下水道の人口普及率が約80％ですよね。それから個人的に浄化槽を設置していたり、農排などですよね。汚水を処理できている普及率はいくらですか。 |
| 事務局 | 27年度末で92.2％です。その中で農排が4％、浄化槽が7.7％ |
| 委員 | コミュニティプラントはもちろん接続してほしいとのことですが、それから個人的な合併浄化槽なんかも、家の前に公共下水道が来ていても浄化槽を設置しているとなかなか繋いでもらえないと聞いた。  　浄化槽の場合は、大家族であっても少人数であっても維持費はそんなに変わらないですよね。三か月に一度とか維持管理に来られても。ところが下水道料金になってくると大人数になるとたくさんいる、小家族になると使用量がそこまで多くはないので、少なくて済む。小家族の人ほど下水道に繋ぎにいきたがらないのではないか。という意見をよく聞きます。例えば下水道を繋いだらいくらくらいいるのだろうか。とか。水道料と同じで少し高い。ということを話しています。  　きっとたくさん水を使っている家庭は浄化槽の維持管理費よりかは安くなるかなということで、下水道に早く繋いだらいいかと思っている。  なかなか公共下水道の整備が遅れれば遅れるほど浄化槽を設置されますよね。そうすると、せっかくきても繋いでもらうのがなかなかしにくくなるということがあるのではないかと思います。 |
| 委員 | 彦根市の整備がかなり遅れていますので、私の家の近所でもたぶん補助金はもらえないと思いますが、やむなく浄化槽にして下水道にした。そうなると浄化槽を新しくして、繋ごうという気が起きなくなる。他では、早くから浄化槽にしていてそうすると寿命がきますので、そうなると、早くかえたい。早く変えて安定に安心したいということもあります。  　なかなか各家庭で金額的な面もありますので、どちらが良いとは言えない。しかし、私の家の例でいえば、公共下水にしたことによって安くなった。今までの水道代と浄化槽のメンテナンス代を合わせても安くなった。家族が少ないからかもしれないですが。  　どちらが良いとは言えませんが、メンテナンスを心配しないでよいということは、とてもプラスだと思います。 |
| 委員 | 今、浄化槽を使っておられる方もゆくゆくは変えたいと思う時が来ると思うので、そんな方の為にも情報提供はしっかりと行っていかないといけないと思います。気が付かなかったや知らなかったということが、出てきてしまうと思います。 |
| 委員 | 市の方もだいぶ頑張って、未整備地域をなくそうとしているようです。あとは旭森でしたっけ。 |
| 事務局 | 旭森、高宮、稲枝、河瀬などがあり、重点的に行っております。 |
| 委員 | 一部適用、全部適用という話のなかでは、他市町村のなかでも人口普及率がだいぶまだ到達していませんので、とりあえずは一部適用でいって、時期をみて全部適用に移行していくという方向が私もよいのではないかと思いました。  　人口普及率を見ていると、毎年大体1.1％、1.2％くらいだと思いますので100に近くなると第5期の計画中でもまだまだ87％くらいだと思うので、第6期、第7期が終わったくらいにやっと100に近くなるかなと思います。景気などにもよるかと思いますが、今の推移で行くとそれくらいなのかなと思います。そうなると10何年か先には全部適用を検討する時期が来るのかなと思います。今の時期では（案）にあるように、一部適用で行くのが妥当かなと思います。 |
| 委員 | 資料にある資産の調査・評価とありますが、どこか会計法人に外部委託されているのですか。自前でやっておられるのですか。 |
| 事務局 | 固定資産の調査に関しましては、委託契約を結んでおります。委託業者に台帳を貸し出して台帳システムに登録をしていってもらい、その資産の登録が終わった時点で新たに委託契約をして調査した資産を評価してもらうかたちになっています。最終的には減価償却費が一番重要になってきますので、そこまでを委託契約でしております。 |
| 委員 | 複式簿記についての内部処理についてはどうなりますか。 |
| 事務局 | 水道が使っているシステムがありますので、そこでできます。また、そのシステムの方には会計法人がついておりますので、そこに教えていただきながら行っていきます。 |
| 委員 | どこの会計法人ですか。 |
| 事務局 | 新日本監査法人です。 |
| 会長 | 今までの意見をお伺いしていたところ、彦根市の（素案）について、特段の反対はないようですので、先程事務局から説明があった18ページの削除の件は削除していただくことになりますが、その他のところについて、一番大きな一部適用の問題、適用時期の問題、対象事業について公共下水道を対象とするという方向で、この彦根市の考え方でよろしいでしょうか。 |
|  | （承　認） |
| 会長 | それでは今、皆様にご賛同いただきましたので、彦根市のこの（素案）についてはこのままで進めさせていただくこととします。ありがとうございました。  続きまして、議事（２）経営戦略について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | ・「経営戦略」の策定推進について  ・配布資料（経営戦略（素案）（案））についてを用い説明（資料１参照） |
| 会長 | ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。 |
|  | （質　疑） |
| 委員 | PPPは民間委託、指定管理者制度、狭義のPFIを含めた官民連携、公民連携といわれるものであり、それらを包括した全体の概念がPPPであります。その中にいろいろなものがあります。下水道事業ですぐに取り入れるのは難しいと思いますが、コンセッションという公共施設運営権制度が一番最先端のPPPです。これらの導入がすぐには難しいというのは分かりますが、しかし検討はしなければならないと思います。下水道事業のコンセッションも近隣では奈良市などで導入されています。今後の選択肢の１つとしては考えていかないといけないと思います。保守点検業務などだけではなく、もっと幅広い意味での民間との連携が考えられますので、ぜひ検討していただきたいと思います。 |
| 事務局 | 今のコンセッションの話ですが、水道の関係では広島かどちらかでは実際に民間が入られて会社を作られたとの話を聞きました。また、大津でも行いたかったので検討はされたようなんですが、ガスの方が先という話で、実現には至らなかった。とのことです。 |
| 事務局 | 私もPPPの話を実際に聞きにいきました。市民体育センターの件もありましたので、国体の担当をしているときに、どのようなものを行っているのか、また手法の一つとして聞きに伺ったことがあります。  　ですが、下水に関しては維持管理の段階になればよいのですが、まだ建設途中でありますので、まだ民間に委託することは難しいと思います。建設が終わって維持管理の段階やその維持管理の少し前になれば充分検討しなければならないと思います。  先程、委員から研修会の案内もいただきましたので、そういう研修会に参加して検討したということで委員の皆様にはどういうものであったかをご報告させていただきたいと思います。  将来のことを見据えて、そういう研修に参加することは必要だと思います。 |
| 委員 | やはり、このような審議会の場で、ぜひとも研修会や専門家の話を聞く場を設けてはいかがかと思います。 |
| 委員 | 今、ないからと言って全く検討しないのはいけないと思います。将来を見据えていくことは必要だと思います。 |
| 会長 | 事務局は経営比較分析表の資料をしっかりと読み、説明をしっかりするようにお願いします。また、次回説明してもらう時には、経営比較分析表の意味やポイントを簡単に説明してください。 |
| 委員 | 消費税が導入されると収入も増えると思いますが、経費も増えることになると思いますが、それを見込んでも黒字になるという考え方でよろしいんですね。 |
| 事務局 | はい、消費税の支出も見込んでも黒字になると考えております。  　説明させていただきましたが、職員給与費の削減がありますので、2000万円ほど削減できる予定です。これについては、来年度先行して行っていく予定です。  　5期経営計画では8000万円を見込んでおりましたが、来年度から6000万円ほどに削減する予定です。 |
| 委員 | 職員給与費の削減の話ですが、本庁舎移転ということで人員が削減されるということですが、これはどういうことですか。 |
| 事務局 | 現在は、市民会館や委託業者の窓口で受付業務を個々に行っています。それが、本庁舎移転になりますと、受付業務は本庁舎で委託業者に行ってもらいますので、市の方の受付業務はもうしなくてもよくなります。また、水道の職員もおりますので、下水の業務を包括委託というかたちで行っていこうと考えております。なので、人員が削減できると考えております。あくまでも案ではございますが。 |
| 委員 | 職員さんの給与が減った、他方で職員さんの業務を委託するので委託費が増えてくると思いますが、委託するのには消費税はかかるのですよね。 |
| 事務局 | 給与費が減りますのは、来年度から先行的に行っていこうと思っております。これに関しては委託費はかかりません。実質的に人員を削減しますので。それと、下水の方ではなく、水道の方に費用で持ってもらいますので、実質的に下水の人件費を減らしていきますので、その分だけでも来年度から6000万円ほどになるのではないかと思います。ただ、その上にまだ委託をするかということはまだわかりません。それに関してはまた6期の前の時に検討しなければならないと思います。また、その時に受けてくれる委託業者があるかもわからないので。検討しなければなりませんし、そこはまだ配慮できていません。  ですが、人件費だけは先行的に減らします。来年度からは6000万円になりますし。先行的に2000万円ほど減らします。単純に減るということでご理解いただきたい。 |
| 委員 | 最初に話のあった「経営戦略」の策定にあたっての資料の概要で、先程事務局から話のあった収支均衡を図るというのはあるので、これですすんでいくことになったんですね。 |
| 事務局 | はい、そうです。 |
| 委員 | 下水道事業の高資本費対策で彦根市の場合の高資本費対策というのは何になるんですか。これは全国的な言い方なので、彦根市は関係ないんですか。 |
| 事務局 | 一般会計から下水道事業に繰入金を23億ほどもらっているのですが、その中に国が示す基準がありまして、その中に高資本費対策の経費というのが国が認める基準内の繰入というかたちで本来なら一般会計が負担すべき高資本費対策費があるので、それを一般会計からの繰入金というかたちでもらいなさいというのが国からの基準がありますのでその基準にあたったものが高資本費対策としてもらっているものになる。高資本費対策というのが毎年8億くらいあります。 |
| 委員 | 高資本費というのはどういうものが高資本費になるのですか。 |
|  | 滋賀県は早くから3次処理というものをやっていました。滋賀県ではこういうものが高資本費対策になります。普通だったらここまではいらないんだけれども、お金を投入することが特別に認められているものがあります。琵琶湖の為にということから特別に認められています。この場合は何かそのような特別な意味を持っているものなのですか。 |
| 委員 | もし、すぐに回答が出ないのでしたら、また、次回に教えてください。 |
| 事務局 | 高資本費対策ですが、これは資本費の一部を持ってくれるということです。これの要件というのは有収水量がどれだけか、全国平均で上回っているかどうか、使用料も月3000円以上とっているかどうか、それに該当するものについては供用開始後30年未満の下水道、特環とか流域下水道を除き、資本費とか使用料の要件を満たすものに関しては資本費の一部を交付税措置をしようということです。 |
| 委員 | そうなると、公共下水道の管渠費が並の管渠費よりも、地域事情、土地の状況その他諸々の影響で多くいる場合には手当をしてあげましょうということなんですね。 |
| 事務局 | はい、そうです。 |
| 委員 | 経営戦略の素案のフォーマットは、このように書きなさい。というのがあって、それのとおりに作っていくものなんですね。  　だから、これを作って毎年フォローアップしていくものなんですね。あるいは、これにチェックが入るようなものなんですね。 |
| 事務局 | 毎年決算が出てきますので、決算のグラフなどが変わってきますので、それと合わせて比較しご報告します。また、大きな変更のある地方公営企業法を適用するときには必ず、この表を見直さなければならない。と言いますのが、地方公営企業を適用すると、グラフが全く変わってきて、それぞれ出てきますので。この変更があった時には必ず提出しなければならない。 |
| 委員 | 素案については、今回これを提示してもらって中身を確認して、もう一度検討してもらって、これが最終次回にこれでよろしいか。というかたちにするわけですね。 |
| 事務局 | 今回、先生方からお伺いした内容で、PPPやPFIの関係もご相談させていただいて次回のところにいれていきたいなと思っております。 |
| 委員 | 様式の中に「検討状況」というのがありますので、検討するということは必要だと思います。 |
| 委員 | 勉強も兼ねて行っていただきたいと思います。  　また、比較分析表はわかりやすく、充分に理解したうえで、説明できるようにお願いします。  　疑問に関しても答えていただけるようにしていただきたいです。  　全体的な素案に関しては、こういう風に書きなさいという国からの通知が来ていたので書くならばこうゆう風になると思いますが。いずれにしても頑張って、利子を極力少なくしていくような平準化債が認められているんで、極力そちらを使っていただいて経費を抑えていくようしてもらう必要はありますし、管理費的なものは必要な部分は当然投資しないとストックマネジメントも当然大切だと思いますし、極力使用料にあまり反映せずにやっていけるような考え方が見えるものにしていただきたいと思います。 |
| 事務局 | 市長の方からも使用料を上げるのはどうかな。ということは言われていますので、使用料を上げることによってよけい節水されて使用料が減るのではないか。特に水道はもろに駄目になるのではないか。なので、上げるにしても消費税の関わりの所で単身者、高齢者の方に配慮したような料金体系に見直しをしないといけないと感じます。この方々は上がらないようにしなさいと市長の方からは言われています。 |
| 委員 | 単身者というのは若い単身者ではなく、高齢者の方なんですね。  　それは、どうやって判断されるんですか。 |
| 事務局 | そこまではできないです。お一人で使われるのは10も行きませんので。7くらいですので。 |
| 委員 | 基本料金の見直し。ということですか。  　こちらの表には使用料のことは反映していないんですね。消費税相当額だけを反映したものだけなんですね。 |
| 事務局 | そうです。それをまた、盛り込んでいくと減っていくことになると思います。  　また、市の方から頂けるお金はいただいていただける間は全適をしないで、お金をいただいて、建設を終わらせて建設が終わってからは維持管理だけになるので全適化してやっていけばいいかなと思います。 |
| 会　長 | そうしましたら、素案についての説明と、色々議論をいただきましたので、求めている精神がこれで読み取れるかをよく検討していただいて次回に修正点を含めたかたちでこの素案を認めるというか承認するかたちに持っていきたいと思います。  また、内容についてご確認いただき、第３回審議会においてご審議をお願いしますのでよろしくお願いします。  続きまして、その他ですが、何か事務局から連絡事項はありますか。 |
| 事務局 | 次回の第３回下水道事業審議会の日程ですが、既にお知らせしておりますとおり、12月2日（金）午前10時より隣の第3会議室にて開催を予定しておりますので、皆様ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。 |
| 会　長 | それでは、本日は、予定の時間も来ておりますので、これくらいにして、次回の会議にしたいと思います。事務局から何かございますか。 |
| 事務局 | 本日は、長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。 |
| 会　長 | それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。 |